

理事會規則

一般社団法人 埴町観光協会

第1章 総則

(目的)

第1条 この規則は、一般社団法人埴町観光協会（以下「法人」という。）の定款第41条に基づき、この法人の理事会の運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(構成)

第2条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

2 監事は、理事会に出席し、必要があるときは、意見を述べなければならない。

第2章 理事会の権限

(権限)

第3条 理事会は、次の職務を行う。

(1) 社員総会の日時及び場所並びに議事に付すべき事項の決定

(2) 規則の制定、変更及び廃止に関する事項

(3) 前各号に定めるもののほか法人の業務執行の決定

(4) 理事の職務執行の監督

(5) 会長、副会長、専務理事の選定及び解職

2 理事会は、次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を理事に委任することができない。

(1) 重要な財産の処分及び譲受け

(2) 多額の借財

(3) 重要な使用人の選任及び解任

(4) 従たる事務所その他の重要な組織の設置、変更及び廃止

(5) 理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他法人の業務の適正を確保するために必要な法令で定める体制の整備

(6) 第31条の責任の一部免除

第3章 理事会の開催

(種類及び開催)

第4条 理事会は、通常理事会及び臨時理事会の2種類とする。

2 通常理事会は、毎事業年度に2回以上開催する。

3 臨時理事会は、次のいずれかに該当する場合に開催する。

(1) 会長が必要を認めるとき。

(2) 会長以外の理事から会長に対し、理事会の目的である事項を記載した書面をもって、理事会招集の請求があったとき。

(3) 前号の規定により請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした理事が招集したとき。

(4) 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第101条の第2項及び第3項に基づき、監事から会長に招集の請求があったとき、又は監事が招集したとき。

(招集)

第5条 理事会は、会長が招集する。ただし、前条第3項第3号により理事が招集する場合及び監事が招集する場合を除く。

2 会長は、前条第3項第2号又は第4号に該当する場合は、その請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知を発しなければならない。

(招集の通知)

第6条 理事会を招集する者は、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面をもって、開催日の1週間前までに、各理事監事に対して通知しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、理事監事の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく理事会を開催することが出来る。

第3章 理事会の議事

(議長)

第7条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

2 会長が欠けたとき又は会長に事故等による支障あるときは、理事会であらかじめ定めた順位により副会長がこれに当たる。

(決議)

第8条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、可否同数のときには、議長の裁決するところによる。

2 前項の規定にかかわらず、一般法人法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(関係者の出席)

第9条 理事会が必要と認めるときは、議事に関係を有する者の出席を求めて、その意見を徴することができる。

(理事等の報告又は説明)

第10条 議長は、議題付議の宣告後、必要と認めるときは、当該議題に係る議案の提案者に対

し、その議題又は議案に関する事項の報告又は説明を求めることができる。この場合において議案の提案者は、議長の許可を得て、事務局職員等の補助者に説明をさせることができる。

- 2 一般法人法第93条第2項の規定により、理事から招集の請求があった場合は、議長はその理事に議題の説明を求めなければならない、また必要があるとき会長、副会長又は監事に対してこれに係る意見を述べさせなければならない。

(議事進行動議)

第11条 理事は、理事会の議事進行に関して、動議を提出することができる。

- 2 前項の動議については、議長は速やかに採決しなければならない。
- 3 議長は、第1項の動議が、理事会の議事を妨害する手段として提出されたとき、不適法又は権利の濫用にあたる時、その他動議に合法的な理由の明らかなときは直ちに却下することができる。

(議事録)

第12条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成する。

- 2 出席した理事及び監事は、前項の議事録に署名又は記名押印する。

(報告の省略)

第13条 理事又は監事が役員全員に対して、理事会に報告すべき事項を通知したときは、その事項を理事会に報告することを要しない。

- 2 前項の規定は、第3条第5項の規定による報告については、適用しない。

第4章 補則

(入退会の届出書)

第13条 法人の正会員又は賛助会員として新たに入会しようとする者は、入会申込書(様式第1号)により申し込み、承認を受けてその資格を取得するものとする。

- 2 会員がこの法人を退会しようとするときは、退会届出書(様式第2号)を提出することにより、任意にいつでも退会できるものとする。

(改廃)

第14条 この規則の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附 則

この規則は 平成30年2月17日 より施行する。

入会申込書

一般社団法人埴町観光協会

代 表 理 事 殿

一般社団法人埴町観光協会の目的及び趣旨に賛同し、入会を申し込みいたします。

事業を営む場合、

記載した内容を一般社団法人埴町観光協会がPRを目的として使用することに同意します。

団体名	
代表者	㊞
所在地	
電 話	
F A X	
メール	
U R L	
業 種	
会 費	() 円 (一口2,000円)

(様式第2号)

退会届出書

一般社団法人埴町観光協会
代表理事 殿

退会届出者

団体名	
氏名	印
住所	
電話	
日付	平成 年 月 日

一般社団法人埴町観光協会定款第8条に基づき、退会いたします。